

国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件に関するQ & A（R1. 12. 18 更新）

語学要件全般について

Q-1：「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」と各種語学試験等のスコアとの対照表について、文部科学省で公表しているものはあるか。

A-1：文部科学省大学入試英語ポータルサイト 関連資料集に掲載されている「大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験と CEFR との対照表（文部科学省作成「各資格・検定試験と CEFR との対照表（平成 30 年 3 月）」より令和元年 8 月作成）」をご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420499.htm

また、上記対照表に含まれない資格・検定試験につきましても、他機関等が公表している対照表やエビデンス等によって CEFR B2 以上の英語能力を示すことができる場合は、それを根拠として活用いただいても結構です。なお、上記対照表はあくまで一例ですので、上記対照表内の資格・検定試験につきましても、他機関等が公表している対照表等を活用いただいても結構です。

Q-2：資格・検定試験のスコアの有効期限等の設定はあるか。

A-2：有効期限は公募開始時から 2 年以内に取得したスコアになります。

Q-3：語学能力を示すスコアや証明書等の書類は、推薦時に文部科学省に提出が必要か。

A-3：各大学で保管してください。ただし、該当する語学能力条件によっては文部科学省に提出が必要な場合があります（例：日本語能力試験（JLPT）以外の日本語能力試験のスコアにより、JLPT レベル N2 相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者を推薦する場合は、当該スコアは文部科学省へ提出が必要）。詳細は各募集要項にて確認願います。

Q-4：CEFR のレベルと比較できる対照表が存在しない場合で、かつ、CEFR と比較可能な他の検定試験のスコア等に換算が可能な場合、一旦他の検定試験のスコア等に換算し、その結果に基づいて語学レベルを判定してもよいか。

A-4：結構です。

Q-5：能力別にスコアが算出される検定試験において、ある能力のスコアは CEFR B2 を下回るが、合計スコアでは CEFR B2 を満たしている場合は英語能力を満たしていると判断してよいか。

A-5：能力別にスコアが算出される検定試験の場合は、全ての能力のスコアが CEFR B2 を満たしている場合のみを対象とします。なお、上記に該当する者でも、面接等の実施によって大学として英語能力を有すると判断できる場合は、推薦していただいても構いません。

Q-6 : 日本語能力試験のスコアは、JLPT 以外は認められないのか。

A-6 : JLPT 以外でも、JLPT N2 レベルと同等以上と認められるスコア等があれば、それを用いていただいて結構です。なお、その場合は同等以上と判断したエビデンスを文部科学省に提出願います。

Q-7 : 受入予定のコースが主に日本語（英語）によって教育を行っている場合、そのコースに受け入れる留学生は英語（日本語）の語学要件ではなく、日本語（英語）の語学要件を満たしていなければならないか。

A-7 : 受入コースが主に日本語（英語）によって教育を行う場合、日本語（英語）の語学要件を満たしていただく必要があります。

語学要件を満たす時期について

Q-8 : 日本語・日本文化研修留学生が推薦時に語学要件を満たしていない場合、入学時までN2以上の合格を確認できなければ、採用は取り消しとなるか。

A-8 : 取り消しとなります。

Q-9 : 推薦時点で語学要件を満たしていない日本語・日本文化研修留学生が、入学前に語学要件を満たした場合、どのタイミングで文部科学省に届け出ればよいか。

A-9 : 入学予定日前日までに文部科学省へ届け出てください。

「入学資格を満たす教育課程」の考え方について

Q-10 : 学部留学生・研究留学生の語学要件として、『入学資格を満たす教育課程』を日本語／英語を主要言語として修了した者」とあるが、この「教育課程」とは最終学歴の課程を意味するのか。

逆に、初等教育のみ「日本語／英語を主要言語として修了した者」は要件を満たすのか。

A-10 : 最終学歴の課程を意味します。なお、初等教育のみ「日本語／英語を主要言語として修了した者」は要件を満たしませんので、他の手段によって語学能力を判定の上、推薦してください。

Q-11 : 日本語／英語を母語としているが、最終学歴が「日本語／英語を主要言語として修了した者」に当てはまらない場合、日本語／英語を母語としていることを理由に語学要件を満たしていると判断し、推薦してよいか。

A-11 : 日本語／英語を母語としていることのみを根拠とせず、他の手段によって語学能力を判定の上、推薦してください。

直接学生の語学能力を判断する場合について

Q-12 : 推薦候補者の語学能力の確認のために面接を行おうと考えているが、面接は対面で行う必要があるか。

A-12 : 対面・オンラインいずれの方法でも結構です。

Q-13 : 面接は語学の教員が行う必要があるか。

A-13 : 語学担当の教員に限定するものではありません。

Q-14 : 過去に日本語・日本文化研修留学生として留学経験のある学生は、それを根拠として日本語能力を満たしていると判断してよいか。

A-14 : 結構です。なお、その場合はプログラムの修了証明書等を提出してください。

Q-15 : 過去に日本への留学経験がある学生は、それを根拠として日本語能力を満たしていると判断してよいか。(※学位未修得かつ日本語・日本文化研修留学生以外の場合)

A-15 : 様々な形態の留学がありますので、日本への留学経験のみによらず、語学能力を判断の上、推薦してください。

Q-16 : 「日本語／英語能力を有していると受入大学において判断できる者」として判断した場合、その旨を証明する書類等を大学側で作成する必要はあるか。また、その場合の書類に指定の様式はあるか。

A-16 : 大学で作成の上、推薦関係資料と併せて文部科学省に提出願います。なお、書類の様式は任意ですが、JLPT N2 もしくは CEFR B2 として求められている要件を満たしていることをどのように確認したか、という点については必ず具体的に記載願います。

Q-17 : 「日本語／英語能力を有していると受入大学において判断できる者」の旨を証明する書類等は、大学のどのレベルでの承認のうえ、文部科学省に提出すればよいか。

A-17 : (1) 教員の面接結果やエビデンス等に基づき、(2) 学内のしかるべき組織・部署等で判断の上、(3) 学長名で提出願います。

Q-18 : 「学内のしかるべき組織・部署等」とは、具体的にどのようなものを想定しているか。

A-18 : 一例として、受入予定の学部／研究科の教授会や、留学生受入れのための学内委員会等を想定しています。

Q-19 : 学部留学生、研究留学生、日本語・日本文化研修留学生それぞれのカテゴリにおいて、「③①(※JLPT N2/CEFR B2 以上)相当以上の日本語/英語能力を有していると受入大学において判断できる者。」という要件を満たす時期は、推薦時点か。それとも①(※JLPT N2/CEFR B2 以上)と同じく正規課程入学時点(日研究生は入学時点)でよいか。

A-19 : ③の要件により推薦する場合、要件を満たしていることが求められる時期は正規課程入学時点ですが、推薦時点で要件を満たしていることが望ましいと考えます。(なお、要件③による「要件を満たす時期」については、今後の各大学からの推薦状況を踏まえ見直しを行う可能性があります。)

その他

Q-20 : ドイツ語やフランス語等、英語以外の言語で CEFR B2 以上のスコア・資格等を有している場合、語学要件を満たしているといえるか。

A-20 : 英語のみが対象です。